

横浜市戸塚区民文化センター指定管理公募要項等に関する質問と回答

番号	資料名等	ページ・項目	質問内容(原文まま)	回答
1	公募要項	8ページ (2)指定管理料	区分管理委託の受託者が決定していない現時点では、公募団体が提案する指定管理料に、「指定管理者業務の基準」P18に記載される全体共用部分の費用(財産区分の面積に応じて按分した費用)は不明なため、これらの費用は、指定管理料には含めず、按分費用が確定した段階で、指定管理料に本按分費用を追加して契約頂けないでしょうか。	共用部分に係る費用については、当該施設が合築施設であることから、面積按分等により負担することを前提としています。 指定管理料には共用部分の按分費用も含まれているため、必要な管理運営経費を見込んで提案していただきます。 共用部分費用の詳細が確定していない場合でも、現時点で想定し得る範囲で見込むことを基本とします。
2	公募要項	8ページ (2)指定管理料	現指定管理者の令和8年度指定管理料(消費税相当額含)には、「指定管理者業務の基準」P18に記載される全体共用部分の費用(財産区分の面積に応じて按分した費用)は含まれているのでしょうか。	
3	公募要項	2ページ 3(4)ア 申請書類	(カ)履歴事項全部証明書(応募書類の受付期間の最終日時点の情報がかかるもの)とありますが、代表取締役社長を含める役員変更等により、提出期限時点において変更の手續き中で、申請日に間に合いません。その場合、現時点の履歴事項全部証明書を提出し、登記更新後に最新版を追加で提出させていただいた方がよろしいでしょうか。	提出日時点の全部事項証明を提出いただくことで差し支えありません。変更後の登記事項証明書については、登記完了後、速やかにご提出ください。
4	業務の基準	16ページ (6)人員配置に関する届出	「届け出た人員配置については、特段の事情がない限り変更することができません。」とありますが、同等の要求水準を満たす内容やよりよい提案内容であれば人員配置の変更について区へ提案・協議させて頂けると理解してよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
5	業務の基準	17ページ、18ページ 2 保守管理業務	区分文化センターの維持管理対象となる専有部分について、別添資料「戸塚区民文化センター 管理基準」について 別図1」の財産区分に記載された専有部分を対象とするの理解でよろしいでしょうか。対象範囲が異なる場合はご教示ください。	ご認識のとおりです。

6	業務の基準	21ページ 4 保安警備業務	保安警備業務とは、警備業法に基づく法定教育等を受けた警備員の配置を必須とするものではなく、施設巡回等により不審者や不審物の有無、施設の異常の有無等を確認する業務を実施するとの理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおり、警備業法に基づく教育を受けた人員の配置を求めるものではありません。
7	業務の基準	21ページ 4 (3) 保安警備業務	公募要項に「機械警備を用いて対象部分における保安警備を適切に行ってください」とあり、指定管理者の業務範囲に含まれる記載がありますが、機械警備は中央監視で一括管理されているかと思っておりますので、その場合区民文化センターの指定管理者は、警報発報時に感知することができません。そのため「機械警備を用いて対象部分における保安警備を適切に行ってください」という文言は事業者の業務から除外とし、庁舎管理受託者がその管理・業務を行うとしていただけませんか。(指定管理者は、異常時に庁舎管理受託者と連携して対応すると理解しています)またその場合は、按分費用負担も除外としていただけませんか。	
8	業務の基準	21ページ 4 (3) 保安警備業務	公募要項に「機械警備を用いて対象部分における保安警備を適切に行ってください」が指定管理者の業務範囲に含まれる記載がありますが、機械警備は中央監視で一括管理されているかと思っておりますので、その場合区民文化センターの指定管理者は、警報発報時に感知することができません。そのため、本施設の管理範囲において、機械警備のポイントを切り分けるなどの工事を行うことは可能でしょうか。その場合は、警備業務は按分の対象外にし、かつ、設置工事費などのインシヤルコストは区、機械警備会社との契約料のランニングは事業者としていただけますでしょうか。	機械警備については、戸塚区総合庁舎全体の管理の中で庁舎管理受託者が一括して実施することを想定しています。このため、区民文化センターの指定管理者が個別に機械警備を実施・管理することは想定しておりません。
9	業務の基準	21ページ 4 (3) 保安警備業務	公募要項に「別添資料「戸塚区民文化センター管理基準について」の通り、財産区分に基づき、戸塚区総合庁舎を構成する施設ごとの面積に応じて按分して負担割合を算出し、各施設の管理者がそれぞれ負担します。」と指定管理者の業務範囲について記載がありますが、機械警備業務については、文化センターの範囲のポイント数は少なく、面積比率で按分すると実態の費用より過大な請求となります。そのため、費用負担につきましては、面積按分ではなく、機械警備ポイント数に基づく按分としていただけませんか。	
10	業務の基準	22ページ 1 業務計画書の作成	「次年度の年間業務計画書を毎年度9月末までに作成し、区に提出します。」との記載がございますが、当該年度が半分残っている状態では、次年度の計画の正確性が低いと思われる。「当該事業年度が開始される30日前に市に提出し市の承諾を得る」との記載に変更できないでしょうか。	提出期限(毎年度9月末)は変更できません。本期限は、区において計画内容の確認や場合によっては修正協議を行い、翌年度に向けた準備期間を確保するために設定しています。なお、提出時点で未確定の事項については、想定を含めて整理いただき、必要に応じて年度内に見直しを行うことを想定しています。
11	業務の基準	別添資料 別表4 戸塚区民文化センター維持管理業務一覧	公募要項に記載の消防点検等に関して、消防用設備点検と防火対象物定期点検のみが対象でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
12	業務の基準	別添資料 別表4 戸塚区民文化センター維持管理業務一覧	別表4の下記に「* 業務実施者が区となっているものについては、今後区が契約する委託業務の受託者が行い、費用については専有部の面積によって戸塚区総合庁舎を構成する各施設管理者が按分して負担する。」との記載がございます。表の項目には機械警備の項目と、警備業務の項目が分かれて記載されております。機械警備以外の警備業務に関しても、按分の対象となるのでしょうか。	区民文化センターの専用部分にかかる警備業務については、按分対象とならず、指定管理者において実施します。
13	業務の基準	別添資料 別表4 戸塚区民文化センター維持管理業務一覧	管理区分表では機械警備点検が「区」とされていますが、指定管理者業務の基準「P21.4 保安警備業務(3)」には受託者による機械警備を用いた保安警備業務の実施を求める記載があります。機械警備点検の実施主体は「区」であることから、当該点検費用(遠隔監視及び緊急対応費用等を含む)は指定管理料に見込まず、受託者は機械警備の作動状態を確認するという業務分担であるとの理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。本施設においては機械警備業務はありません。
14	業務の基準	別添資料 別表4 戸塚区民文化センター維持管理業務一覧	衛生管理の清掃等に記載の「日常清掃」と、清掃等の清掃業務に記載の「日常清掃」は同一の作業でしょうか。	実施業務としては重複しているものがありますが、それぞれの業務の目的に沿った作業の実施を行うものです。
15	業務の基準	別添資料 別表4 戸塚区民文化センター維持管理業務一覧	「清掃等」の清掃業務に記載されている「日常清掃(毎日)」は、3・4・5階フロアの専有部分の清掃を指し、「定期清掃(月1回)」は、6・7階倉庫の吹出口・吸込口の清掃を指すとの理解でよろしいでしょうか。	そのような区分けは想定しておりません。施設利用者が継続して快適に利用できるよう、定期清掃では日常清掃では難しい作業内容の清掃を行ってください。

16	業務の基準	別添資料 別表4 戸塚区民文化センター維持管理業務一覧	区民文化センター専有部で実施されている定期清掃は、「6・7階倉庫の吹出口・吸込口清掃」以外の作業は実施されていないとの理解でよろしいでしょうか。	別図1管理区分において、区民文化センターの範囲としている部分の管理に必要な清掃を行う必要があります。
17	公募要項	3ページ 2 公募の概要 (4) 対象施設に影響を及ぼす工事等	「対象施設に影響を及ぼす工事等 戸塚区総合庁舎では令和9年度(場合によっては2か年工事)にLED化の工事を実施する予定です。併設の本施設等も工事対象に含まれており、1か月程度利用停止となる可能性があります。」とありますが、総合庁舎の2カ年に渡る工事において利用者から工事期間中の騒音、振動、臭気が原因での利用料返還に応じる必要があった場合、またこの影響によって利用者へ利用料を返還する必要が生じた場合、 ① 返還分の補填 ② 返還により失われた本来の利用料収入の補填の両方が市の負担となる、という理解でよろしいでしょうか。	戸塚区総合庁舎のLED化工事に伴う影響について、利用料返還や収入減少に対する補填を一律に市が負担することは、現時点で想定していません。
18	公募要項	4ページ 3 戸塚区民文化センターの概要 (1)施設名称・愛称及びロゴマーク等	ロゴマークデザインの権利は現指定管理者が所持しており、新たに指定管理者となった場合、権利に関する引継ぎが実施されるという理解でよろしいでしょうか。また、引継ぎにおいて、権利関係の同意が得られず、継続しての使用が難しい場合、指定管理料にて新しくロゴマーク等を作成するという理解でよろしいでしょうか。	次期指定管理者の選定後に、現指定管理者と新指定管理者との間で、覚書等を締結いただき、著作権等の権利の引継ぎを行います。 ご指摘のように引継ぎが不調となった場合は、対応方法及びかかる費用を本市との協議により決定します。
19	公募要項	6ページ 4 指定管理者が行う業務 (1) 指定管理業務	「ア、ウについては、全部又は一部を第三者に委託することができます。ただし、ウのうち事業の企画立案及び実施の総括については、委託することはできません。」とありますが、この第三者へ委託できないという取扱いは、共同事業体(JV)を組む場合にも同様に適用され、例えば、運営を担う会社と事業を担う会社が共同事業体を構成した場合には、「企画立案および実施の総括」は代表となる企業が実施する必要があるという理解でよろしいでしょうか。	共同企業体を構成する企業が実施主体であれば、代表企業でなくとも第三者への委託にはあたりません。
20	公募要項	8ページ 職員配置及び経費等(施設運営体制)(1) 職員配置	「また、本施設の指定管理業務に従事する職員として、常勤換算で10名以上を業務に従事させることとします。常勤職員の資格要件はありませんが、当該職員のうち1名を管理運営責任者に定めることとします。」とありますが、「常勤換算で10名以上」の常勤の定義にはアルバイトスタッフも含まれるという認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
21	公募要項	8ページ 職員配置及び経費等(施設運営体制)(2) 指定管理料	指定管理料の上限額について、「令和8年度指定管理料に準じる」とされており、市公表資料「指定管理者制度における賃金水準スライドの手引き」におけるP2賃金スライドの概要「既に制度が導入されている施設の指定期間更新時の取扱いについては、原則として指定期間更新後の1年目から賃金水準スライドの変動率を反映できるものとします。」と記載があることから、次期指定管理期間1年目においては、制度上賃金スライドを反映するものの、現時点では金額が未定のために、一旦収支予算案は令和8年度指定管理料を基に算出するという理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
22	公募要項	8ページ 5 職員配置及び経費等(施設運営体制) (2) 指定管理料	「第5期指定期間の指定管理料の上限額(消費税10%相当額含む)は、令和8年度指定管理料に準じ、原則として1年あたり138,827千円とします」とありますが、物価高騰による運営費の増大が懸念される中、指定管理料の上限額を令和8年度予算と同額に設定した理由をご教授ください。	賃金・物価水準スライドともに10月の公的資料に基づき追加の指定管理料が算出されます。このため公募開始時点で令和9年度の増額(または減額)を見込むことができず、令和8年度予算額を上限としています。
23	公募要項	10ページ 5 職員配置及び経費等(施設運営体制)(8) 修繕等	「なお、修繕案件が、横浜市建築局への技術相談等において、指定管理者が適切な対応を怠ったことにより修繕費用が多額になったことが認められる場合は、1件あたり100万円以上(消費税及び地方消費税を除く)であっても、指定管理者の負担により実施することとします。」と記載がありますが ① 機器の状況について、不具合の状況を横浜市様へ報告している場合には、「適切な対応を怠った」には該当しない、という理解でよろしいでしょうか。 ② また、この規定は指定管理者にとって大きなリスクとなり得るため、どのような事例が「適切な対応を怠った」と判断されるのか、具体例をご教授いただけますでしょうか。	① 不具合を認識した後、速やかに状況を本市に報告している場合、「適切な対応を怠った」には該当しません。 ② 最初に不具合が発覚した時点では、1件あたり100万円未満(消費税及び地方消費税を除く。)の修繕の範囲内だったが、その後修繕を行わなかった結果、不具合箇所が拡大し、1件あたり100万円以上の修繕負担金額となった場合には、「適切な対応を怠った」に該当する可能性があります。

24	公募要項	11ページ 5 職員配置及び経費等(施設運営体制) (10) リスク分担 税制変更 消費税(地方消費税を含む。)率等の変更	消費税(地方消費税を含む。)率等の変更に関する負担者が「分担(協議)」とされていますが、消費税率の改定は国の政策によるものであり、事業者側で対応の余地がない事項と認識しております。また、消費税率が大幅に上昇した場合、その負担を指定管理者が直接負うことは、事業継続に重大なリスクを生じさせることが予想されます。指定管理者の経営努力では吸収できない性質のコストであることから、当該負担を事業者側に求めることは適切ではないと考えております。 以上を踏まえ、この部分については自治体負担としていただく形にご修正いただけますようご検討をお願い申し上げます。	改正があった場合の実際の影響額等から判断し、協議によって分担を決定します。
25	公募要項	13ページ 5 職員配置及び経費等(施設運営体制) (11) 業務実施上の留意事項 (イ) 自己評価の実施	「業務の質やサービスの向上を図ることを目的に、利用者等から施設運営に関する意見を聴取し、年1回以上、自己評価を実施することとします。」とありますが、「利用者等から施設運営に関する意見を聴取し」とは利用者へ向けたアンケートを日頃から実施し、日々の運営状況を客観的に把握したうえで自己評価を行うという理解でよろしいでしょうか。	ご認識の通りで、差し支えありません。
26	公募要項	13ページ (11)イ(ウ) 第三者評価の実施	第三者評価実施にかかる費用計上は必要でしょうか？必要な場合は、基準となる金額をご教示ください。	第三者評価は、区民文化センターにおいては評価委員会において行います。委員会にかかる費用は本市が負担するため、指定管理者において予算計上は不要です。
27	公募要項	15ページ 5 職員配置及び経費等(施設運営体制) (11) 業務実施上の留意事項 (ロ) 災害等発生時の対応	「また、協定に位置づけがない場合でも、危機発生時の状況によっては、随時、施設に協力を求める可能性があり、指定管理者はそれに協力するよう努める義務があります。」とありますが、協力に際しては費用負担や職員の安全確保などの課題が想定されます。このため、危機発生時の具体的な対応については、その都度協議の上で決定されるという理解でよろしいでしょうか。	基本協定書の締結と同時に、「災害時等における施設利用の協力に関する協定」を区と指定管理者で締結し、市または施設管理者等が、災害等発生時に、当該施設を利用して円滑な対応ができるよう必要な事項を定めます。
28	公募要項	15ページ (11)ウ(シ) 自動販売機等について	現在、区民文化センター専有部分に設置されている自動販売機にかかる「行政財産の目的外使用料」をご教示ください。	区民文化センター専有部分には、1台設置しており、目的外使用料は年間40,920円(税込)です。
29	公募要項	16ページ (11) (フ) ネーミングライツの導入	「名称版等の設置に係る費用は、原則、スポンサーが負担すること」とありますが、パンフレット等印刷物に変更が生じる場合の刷り直し費用もスポンサー様をご負担くださるとの認識でよろしいでしょうか？	ネーミングライツ導入に起因するパンフレット等印刷物の記載変更に係る費用については、スポンサー負担とすることを原則としています。
30	公募要項	19ページ 6 公募及び選定に関する事項 (3) 審査及び選定の手続きについて ア 審査方法	「団体の代表者又は代理人合計3名までの出席をお願いします。」とありますが、プレゼンテーションに使用するPCの操作をする人(プレゼンテーションおよび質疑での発言は一切行わない)の追加出席は可能でしょうか。	プレゼンテーションは、操作者を含めて3名までの出席としてください。
31	公募要項	19ページ 6 公募及び選定に関する事項 (3) 審査及び選定の手続きについて ア 審査方法	面接審査では、パソコン・プロジェクター・スクリーンの使用は可能でしょうか。可能な場合、提案者側ではどこまで機材を準備する必要がありますでしょうか。	事務局で、PC・55型液晶モニター用意します。PCを持ち込むことも可能です。
32	公募要項	19ページ 6 公募及び選定に関する事項 (3) 審査及び選定の手続きについて ア 審査方法	面接審査で、追加資料の配布は可能でしょうか。	追加の資料配布は認めませんがプレゼンテーション用に資料を用意し、当該資料を印刷したものを配布することは可能です。ただし、応募書類と大きく離れた内容にならないようご注意ください。
33	公募要項	19ページ 6 公募及び選定に関する事項 (3) 審査及び選定の手続きについて ア 審査方法	「面接審査に係る詳細については、応募者に後日お知らせいたします。」とありますが、示された内容について質問を行うことは可能でしょうか。	審査に関する内容に限り、質問は可能です。
34	公募要項	20ページ エ 評価基準項目	評価基準項目の表において各項とも(例)となっていますが、今後変更される可能性はあるでしょうか。	ありません。
35	公募要項	22ページ 評価基準項目	指定管理者の及び次点候補者になるための評価選定委員の定める最低基準点が、加減点項目を除く評価基準項目の合計230点満点の6割以上、とありますが、加減点項目を除く評価項目の合計点は200点満点ではないでしょうか。	ご指摘の内容へ、公募要項を修正します。
36	公募要項	22ページ 6 加減点項目(3) 自主事業の実施	自主事業A型・B型の提案について、例えば既に自主事業として実施しているものを改めてA型・B型として提案しても良いでしょうか。	それぞれの事業の要件に該当すれば、自主事業として提案することができます。

37	公募要項	24ページ (4)ア(ク)申請書類	団体の決算の都合により、用意できる直近3か年の事業年度の貸借対照表、財産目録、損益計算書等について、令和6～4年度のものとなることは問題ないでしょうか。	差し支えありません。提出日時時点で前事業年度の決算が確定していない場合は、決算が確定している直近の事業年度及び直近の3か年度の書類をそれぞれご提出ください。
38	公募要項	24ページ (4)ア(ケ)申請書類	決算の都合により、税務署発行の納税証明書の発行が間に合わない場合、前年度分の提出でよろしいでしょうか。	差し支えありません。
39	公募要項	24ページ (4)ア 申請書類 ※2、※3 様式6、様式7について	「法人税及び法人市民税の課税対象となる収益事業等を実施していないことの宣誓書」(様式6)及び「労働保険、健康保険及び厚生年金保険の加入の必要がないことについての申出書」(様式7)について、該当しない場合には提出は不要でよろしいでしょうか？	該当しない場合は、提出不要です。
40	公募要項	25ページ 6 公募及び選定に関する事項 (4)応募手続きについて イ 提案書類 ③副本6部	「団体が特定できない状態(黒塗り等)」とありますが、団体名、法人名・ロゴマーク、社章等・所在地(住所)・代表者名、役職者名・自社名が特定できる固有の表現(略称・ブランド名等)を黒塗りとするればよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。そのほか団体名を類推できる情報で消されていない箇所があった場合、委員会事務局で黒塗り加工を行うことがあります。
41	実務手引き	16ページ 3 事前協議の実施	「施設所管課は～必要に応じて計画の修正や見直しを求めます」とありますが、修正・見直しによって事業の扱いが提案時の想定と異なる分類となった場合、当該事業自体を取りやめる、または事業内容を調整すること等は可能でしょうか。たとえば、提案時は指定管理事業として提案していたが、施設所管課の確認を経て自主事業と判断された場合や、その逆に自主事業として提案していた事業が指定管理事業と判断された場合について、当該事業を取りやめ、または内容を変更することは可能でしょうか。	指定管理者と区の協議により、当初提案された事業内容の変更を求めることがあります。
42	実務手引き	14 公募及び選定に関する事項 (4) 応募手続きについて ・弊社、本店所在地の変更について	「専ら施設の利用目的の達成のために行われると認められる自主事業については、施設利用料を減免することも可能とします」とありますが、減免の採否、減免の割合は誰がどの時点で判断するのでしょうか。	減免の詳細については、指定管理者と区との事前協議において、事業ごとに区が決定します。
43	業務の基準	11ページ V 施設運営 1 施設の閉館日(2)	「ただし、災害など特段の事情により、やむなく休館する場合は、区に連絡することで足りるものとします。」とありますが、災害時における休館の判断は区が行うという理解でよろしいでしょうか。	基本的には指定管理者の判断で休館を決定します。防災気象情報において災害レベル5特別警報が発出された場合には、区から休館を指示します。
44	業務の基準	11ページ III V ※1 施設運営	「戸塚区総合庁舎では令和9年度(場合によっては2か年工事)にLED化の工事を実施する予定」とありますが、これに伴う休館期間中の収入補填は別途協議との認識でよろしいでしょうか。	LED化工事に伴う休館が発生した場合の収入補填については、現時点で想定していません。
45	業務の基準	14ページ 5 駐車場等	戸塚区総合庁舎1階に併設する荷捌き場を自主事業及びホール利用者は利用できるとあり、利用時は庁舎管理者が別途定める「戸塚区総合庁舎の荷捌スペースに関する事務取扱要領」に従いありますが、添付資料にも該当するものではありませんでした。これは指定管理業務の開始に伴いご教示いただけるという認識でよろしいでしょうか。	
46	業務の基準	14ページ 5 駐車場等	「また、戸塚区総合庁舎1階に併設する荷捌場を自主事業及びホール利用者は利用することができます。利用時は、庁舎管理者が別途定める「戸塚区総合庁舎の荷捌スペースに関する事務取扱要領」に従い利用してください。」とありますが、荷捌きエリアの使用調整は戸塚区であり、区民文化センターは、安全面の観点から搬入時に立ち会う、という理解でよろしいでしょうか。 また、荷捌きエリアについて、イベント実施時に荷捌き利用が集中した場合、当日に搬入出の順番の調整を行っているのは、最悪の場合イベント開始に間に合わなくなり大きな問題となる可能性があります。他施設では優先的に利用できる運用がなされている、専有スペースが確保されているケースも多く見られますが、そのような運用となっているという理解で差し支えないでしょうか。 なお、『庁舎管理者が別途定める事務取扱要領に従う』とありますが、荷捌スペースに関する事務取扱要領は区から庁舎管理を受託する事業者が変更となった場合でも基本的な取扱いや重要な事項については変更されないという理解でよろしいでしょうか。	「戸塚区総合庁舎の荷捌スペースに関する事務取扱要領」については、別紙1をご参照ください。荷捌き場の利用調整は戸塚区総務課で行います。区役所が利用する際には、区民文化センター指定管理者の立会は必要ありません。荷捌き場は区総合庁舎に入る施設ごとに利用箇所が決まっており、原則その範囲で使用します。 ただし、年間で区役所がすべての荷捌き場を使用することが予め決まっている日は、区民文化センターでの使用を制限する場合があります。
47	業務の基準	16～17ページ 9(3) ア優先予約	予約システムによらない施設利用(優先予約)ができるのは、予約システムで予約が可能となる期間より以前に予約を受け付けたという認識でよろしいでしょうか。また、戸塚区からの要請により各種選挙で利用する場合は最優先で予約を受け付けてください。とありますが、選挙利用の場合、一般の予約が始まってからということもあるかと思いますが、既に一般利用者の予約が入っている日程についても調整が必要ということでしょうか。その際、利用者への還付等が必要になった場合の対応はどのようにしますでしょうか。	優先予約についてはご認識のとおりです。選挙利用は公共性が極めて高いことから、原則として優先的に対応していただきます。そのため、既に一般予約が入っている場合でも、必要に応じて日程調整をお願いする場合があります。 なお、選挙利用に伴う一般利用のキャンセルについては、現時点で市による一律の補填は想定していません。

48	業務の基準	16～17ページ 9 (3)ア 優先予約	指定管理者は事前に区の承認を得た場合に限り、(ア)～(オ)のほかに優先予約の条件を定めることができる。は、区に事前に優先予約の条件を提示し、承認を受けた範囲内であれば指定管理者の裁量で予約を受付けることができるという理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
49	業務の基準	30ページ Ⅻ 提案内容 使命5 (1)定量指標 ⑤自主企画の事業による収入	「自主企画による事業」とは何を指しますか。指定管理者自らが企画する事業(主催事業)のことですか、自主事業(AまたはB)のことですか。	指定管理業務(指定管理者自らが企画する事業(主催事業))を指します。
50	業務の基準	別添資料 1ページ 3 日常管理及び光熱水費	全体共用部分にかかる負担割合の費用計上について。光熱水費以外の費用については、様式24-5年間の収支及び収支バランス(戸塚区民文化センター)表のうち【共益費】に計上する認識でよろしいでしょうか？また、支払先は消費税等の課税対象との認識でよろしいでしょうか？	全体共用部分にかかる費用については、光熱水費も含めて共益費に計上してください。なお、支払先が消費税課税対象団体であるか、現在のところ未定です。
51	その他	様式集 様式10～26	各様式のページ制限に関して、「A4用紙縦×2頁以内」は「A4用紙縦 両面印刷1枚以内」、「A4用紙縦×4頁以内」は「A4用紙縦 両面印刷2枚以内」との認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
52	その他	様式集 共同事業体の結成に関する申請書	全様式において押印が必要なものは様式2-2の共同事業体の結成に関する申請書のみという事で良かったでしょうか。	ご認識のとおりです。
53	その他	様式集 様式21-2 業務の基準で設定している指標 定性指標①	「(参加人数)」と記載がありますが、当該指標は定性指標であるため、ここは参加人数の目標値(人数そのもの)を記載するのではなく、「参加人数がどのように広がって行ったか」という事柄に対する定性的な目標を設定するという理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおり、本指標は定性指標として設定していただいて差し支えありません。単に参加人数の目標値を設定するのではなく、参加の広がりや担い手の拡大といった観点から目標を設定してください。参加人数は補足的な要素として記載の判断をしてください。
54	その他	様式集 様式21-2 業務の基準で設定している指標 定性指標②	「(関連事業実施回数)」と記載がありますが、当該指標は定性指標であるため、ここは関連事業実施回数の目標値(回数そのもの)を記載するのではなく、「記念事業が単発ではなく次年度以降の事業や仕組みに引き継がれているか」という事柄に対する定性的な目標を設定するという理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおり、本指標は定性指標として設定していただいて差し支えありません。単に関連事業の実施回数を目標とするのではなく、周年事業で生まれた取組やネットワーク等が、翌年度以降の事業や仕組みにどのように引き継がれているかという観点で目標設定をお願いします。